

令和6年度織物・機械金属等巡回支援事業実施要領

1 目的

丹後地域及び舞鶴市の織物業・機械金属業等の生産現場における実態に即応して、各企業が当面する技術的問題の改善と技術水準の向上を図るとともに、業界全体の技術振興に寄与することを目的とする。

2 運営及び実施

本事業の運営は、京都府織物・機械金属振興センター（以下「振興センター」という。）が行い、外部招へい指導員（京都府中小企業特別技術指導員及び学界・業界の専門家。以下「技術指導員」という。）及び振興センター職員をもって支援チームを編成し、各企業の実産現場を巡回して実施する。

3 実施時期

令和6年4月から令和7年3月まで

4 受付期間

令和6年4月25日（木）から令和7年3月19日（水）まで

5 対象企業

丹後地域（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）又は舞鶴市内に生産現場において、織物若しくは機械金属の製造業又はその他製造業を行っている小規模企業者又は中小企業者

6 支援チーム

- (1) 技術指導員
- (2) 振興センター職員

7 対象企業選定及び支援実施の方法

- (1) 対象企業は、原則として別紙様式-1により支援依頼をした企業から選定する。
- (2) 振興センター所長は、支援依頼を企業から受けたとき、その内容を審査して、支援対象企業とする場合、支援実施の日時及び内容等を通知する。
なお、支援対象企業としない場合、その旨を通知する。
- (3) 支援は、市町、商工会議所、商工会、丹後織物工業組合及び丹後機械工業協同組合等の協力を得て実施する。
- (4) 支援を受けようとする企業は、円滑な支援の実施を図るため、次のことに協力する。
 - ア 支援に係る企業側の責任者を選定すること。
 - イ 支援を受けようとする問題について具体的に明らかにし、支援に必要な器具・製品等を、企業側において準備すること。

ウ 支援依頼後、企業の都合によって、支援実施の日時や内容等を変更しようとするときは、速やかに振興センターまで連絡すること。

8 技術指導員及び振興センター職員の業務

- (1) 技術指導員は、支援企業の問題等を事前に把握して、派遣等によって生産現場に即応した支援を行い、支援実施後、別紙様式-2の支援結果報告書で、支援所見等について報告する。
- (2) 振興センター職員は、支援企業を調査し、技術指導員や支援企業と支援実施の内容について打合せを行うとともに、支援企業の関係者と連絡・調整を行う。

9 支援手数料

無料

10 検討会及び講習会

支援の結果、明らかとなった当該業界に共通する技術的問題の改善と技術水準の向上を図るために必要な事項について、資料を作成し、検討会及び講習会を行う。